

群馬県警察犯罪収益対策推進要綱の制定について（例規通達）

令和元年10月31日

群本例規第18号（組）警察本部長

〔沿革〕

（概要）この規定は、犯罪による収益が、組織的な犯罪及びテロリズムを助長すること、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えること等から、犯罪収益の移転防止、犯罪組織の弱体化及び壊滅、テロ組織への資金供与の防止等を図るために必要な基本的事項を定めたものである